

中小企業省力化投資補助金



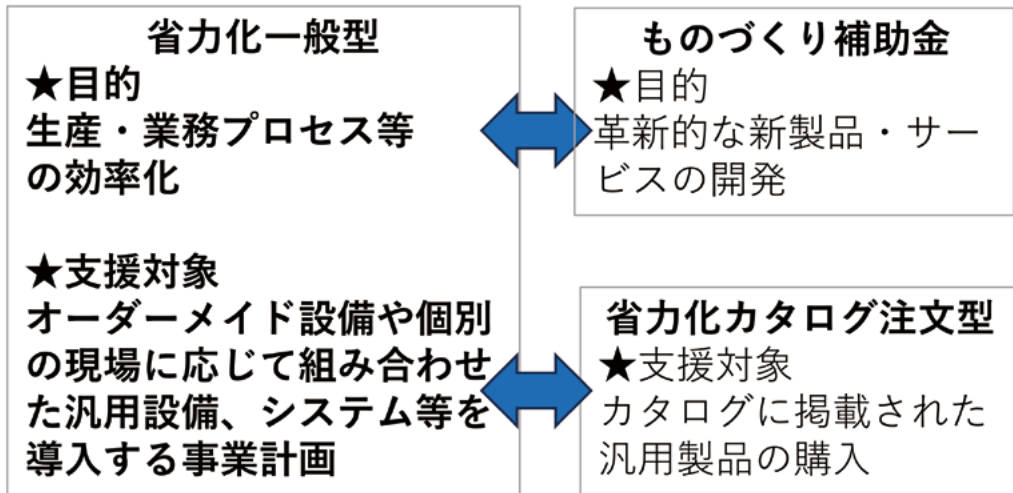
人手不足に悩む中小企業等に対して
個別の現場や事業内容等に合わせた
設備導入・システム構築等の
多様な省力化投資を支援します！

一般型

補助上限額
最大1億円

補助率
1/3～2/3

カタログ注文型やものづくり補助金との違いは？



活用イメージ

たとえば、通信販売事業でオンラインショッピングの顧客数及び購買量に対応するため、自動梱包機及び倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

たとえば、自動車関連部品製造事業で検査が難しい微細な自動車関連部品の製造を効率的に行うため、最新のデジタルカメラやAI技術等を活用した自動外観検査装置を事業者の現場に合わせた形で導入



事業概要は次頁のとおり

事業概要

基本要件

- ① 労働生産性の年平均成長率が+4.0%以上増加
- ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
- ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。

※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

その他要件

- ① 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
 - ② 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。
 - ③ 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
 - ④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。
- ※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

要件	生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化
補助上限	750万円～8,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3 補助金額1,500万円を超える部分は1/3
補助対象経費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費
その他	収益納付は求めません。

大幅賃上げ特例

補助上限額を250～2,000万円上乘せ

- (1) 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加
 - (2) 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
- ※最低賃金引き上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。
※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金引き上げ特例

補助率を2/3に引き上げ

- 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
- ※小規模・再生事業者は除きます。
※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

事業の流れ



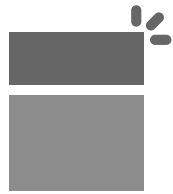
お問い合わせ窓口

ナビダイヤル：0570-099-660

IP電話等からのお問い合わせ：03-4335-7595

受付時間：9：30～17：30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

その取引価格、適正ですか？



価格転嫁の必要性が“どのくらい”かみえる！

価格転嫁検討ツール

商品別の収支状況を把握

数値を入れ替えて検証

目指すべき取引価格を試算

Webで
簡単

登録
不要

無料

※ツールのご利用はパソコン(PC)からお願いします。

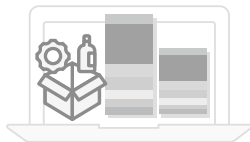


価格転嫁検討ツールとは

仕入れ・材料費や人件費、水道光熱費等のコスト増加分を価格に反映させたい
中小企業・小規模事業者の皆様が商品別(取引先別)の収支状況も確認しながら、
目指すべき取引価格を検討できるシミュレーションツールです。

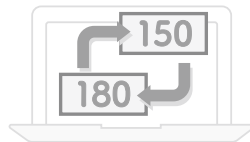
商品別(取引先別)の 収支状況を把握

売上高とコスト(仕入れ・材料費、人件費、水道光熱費等)を入力すると、コスト高騰前後の商品別の収支状況を確認できます。



数値を 入れ替えて検証

各コストの比率や金額を入れ替えて様々なシミュレーションをすることにより、収支に大きく影響しているコスト及びその構造を見る化します。



目指すべき 取引価格を試算

コスト高騰前後の経費に着目し、目指すべき取引価格(参考価格)を試算します。価格転嫁の必要性や検討すべきポイントを把握し、次の具体的なアクションにつなげます。



予告

本ツールの第2弾(バージョンアップ版)を公開します!(2025年2月末頃予定)

複数商品の収支を比較し、目標価格を把握できます。また、原価管理や管理会計導入のきっかけになります。

お問い合わせ

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

<https://kakakutenka.smrj.go.jp/>

価格転嫁 中小機構

検索

※ツールのご利用はパソコン(PC)からお願いします。



Be a Great Small.

中小機構

価格転嫁の必要性や検討すべきポイントを把握し、 次の具体的なアクションにつなげます。

ツールの特長

- 商品別のコスト内訳を正確に把握していなくても収支状況の概況把握が可能!
- 収支に大きく影響しているコストを見える化し、コスト高騰前と現在とを比較分析!
- 価格高騰前の仕入れ・材料費比率等を基に、目指すべき取引価格(参考価格)を試算!
- おひとりでも簡単に操作が可能!

入力・検討の流れ

ご用意いただくもの 「コスト高騰前」・「現在」の損益計算書 分析対象とする“個別の商品または取引先別”の「コスト高騰前」・「現在」の売上高、各コストの情報

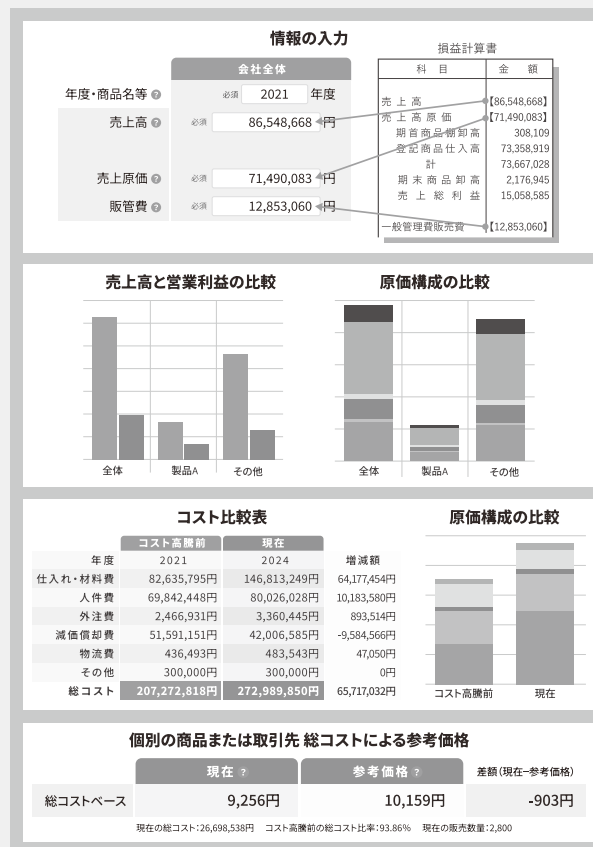
サイトにアクセス <https://kakakutenka.smrj.go.jp> 価格転嫁 中小機構 検索

1 コスト高騰前の情報入力
コスト高騰前の情報を入力し、コスト高騰前の「会社全体」と「個別の商品または取引先別」の収支状況を把握します。

2 現在の情報入力
コスト高騰後（現在）の情報を入力し、現在の「会社全体」と「個別の商品または取引先別」の収支状況を把握します。

3 コスト高騰の影響の確認
コスト高騰前後の会社全体の「総コスト」を比較、原価構成比較グラフから各コストの動向を確認します。

4 参考価格の確認
目指すべき取引価格（参考価格）を確認し、価格転嫁またはコスト低減を検討します。



利用条件・ご注意

- 本ツールのご利用はパソコン(PC)からお願いします。
- 掲載の画面はイメージです。実際の仕様とは異なる場合があります。
- 詳細な操作マニュアルは、本サイト(<https://kakakutenka.smrj.go.jp>)からダウンロードできます。

決算関係書類作成の留意点

組合の決算関係書類は、中小企業等協同組合法施行規則(以下、規則)において、表示しなければならない項目が定められています。そこで本稿では、作成に係る主な留意点をご紹介します。
ご不明な点等ありましたら、本会までお問い合わせください。

財産目録(規則第82条～)

次に掲げる区分で表示することが義務付けられています。

【資産の部】

【負債の部】

【正味資産の部】

なお、土地等を所有する組合では、組合員の持分を計算する際、時価評価で計算する必要があるため、注釈として、時価評価による金額も付記することが望ましいとされます。

貸借対照表(規則第83条～)

次に掲げる区分で表示することが義務付けられています。

【資産の部】

- 流動資産
- 固定資産(有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産)
- 繰延資産

【負債の部】

- 流動負債
- 固定負債

【純資産の部】

- 組合員資本(出資金、未払込出資金、資本剰余金、利益剰余金)
- 評価・換算差額等

それぞれの項目は、さらに細分して表示することが規則に定められておりますので、ご確認ください。

損益計算書(規則第96条～)

次に掲げる区分で表示することが義務付けられています。

【事業収益】

【賦課金等収入】

【事業費用】

【一般管理費】

【事業外収益】

【事業外費用】

【特別利益】

【特別損失】

それぞれの項目は、さらに細分して表示することが規則に定められておりますので、ご確認ください。また、損益計算書には、「事業総損益金額」、「事業損益金額」、「経常損益金額」、「税引前当期純損益金額」、「当期純損益金額」の表示も義務付けられています。

剰余金処分案又は損失処理案(規則第106条～)

次に掲げる区分で表示することが義務付けられています。

《剰余金処分案》

【当期末処分剰余金又は当期末処理損失金】

- 当期純利益金額又は当期純損失金額
- 前期繰越剰余金又は前期繰越損失金

【組合積立金取崩額】

【剰余金処分量】

- 利益準備金
- 組合積立金
- 教育情報費用繰越金
- 出資配当金
- 利用分量配当金

【次期繰越剰余金】

《損失処理案》

【当期末処理損失金】

- 当期純損失金額又は当期純利益金額
- 前期繰越損失金又は前期繰越剰余金

【損失てん補取崩額】

- 組合積立金取崩額
- 利益準備金取崩額
- 資本剰余金取崩額

【次期繰越損失金】

■ 剰余金処分と損失処理の具体例 ■

方法	剰余金処分			損失処理	
	A	B	C	D	E
I 当期末処分剰余金	180	20	30	—	—
当期末処理損失金	—	—	—	△20	△30
1 当期純利益金額	100	100			100
当期純損失金額			△70	△70	
2 前期繰越剰余金	80		100	50	
前期繰越損失金		△80			△130
II 剰余金処分量	25	5			
1 利益準備金	10	2			
2 特別積立金	10	2			
3 教育情報費用繰越金	5	1			
III 次期繰越剰余金	155	15	30	—	—
次期繰越損失金	—	—	—	△20	△30

A：前期、当期ともに純利益が出ているケース。(当期純利益金額100をもとに積立てを行う)

B：当期末処分剰余金20をもとに積立てを行うケース。

C・D：当期が純損失であるため積立てが不要であるケース。

E：当期純利益金額は100であるが前期繰越損失金が130計上されているため、当期末処理損失金30を処理するため、損失処理案を作成するケース。

■ 決算整理項目 ■

★必要決算整理項目

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| ① 賦課金などの未収金の計上 | ⑪ 1年を超える前払費用、前受収益の計上 |
| ② 金融事業貸付利息などのように、重要性のある未収収益の計上 | ⑫ 売掛金、貸付金などの債権のうち、貸倒れになっているものの貸倒償却 |
| ③ 期末棚卸商品の計上 | ⑬ 期末債権に対する税法に定める額の貸倒引当金の繰入れ |
| ④ 重要性のある貯蔵品の計上 | ⑭ 有形固定資産のうち、使用不能のものへの除去処理 |
| ⑤ 金融事業支払利息などのように、重要性のある前払費用の計上 | ⑮ 有形、無形の減価償却資産の税法に定める額の減価償却 |
| ⑥ 商品売買を現金主義で処理しているときの売掛金、買掛金の計上 | ⑯ 繰越資産の税法に定める額の償却 |
| ⑦ 当期の費用として処理しなければならない未払金の計上 | ⑰ 退職給与と規程に基づいて、退職給与引当金の繰入れ |
| ⑧ 金融事業支払利息などのように、重要性のある未払費用の計上 | ⑱ 前期仮受賦課金の全額戻入れ |
| ⑨ 翌期の賦課金が収益計上してあった場合の前受金への振替え | ⑲ 前期貸倒引当金、賞与引当金の全額戻入れ |
| ⑩ 金融事業貸付利息などのように、重要性のある前受収益の計上 | ⑳ 前期以前の退職給与引当金について、退職者が出たときの戻入れ |
| | ㉑ 国庫補助金などがあつた場合の取得資産に対する税法に定める額の圧縮記帳 |
| | ㉒ 税抜経理のときの仮受消費税、仮払消費税の精算 |

★任意決算整理項目

- | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| ① 教育情報事業賦課金収入のうち、税法に定める額の仮受賦課金の繰入れ | ⑥ 職員への福利貸付金の利息などのうち、重要性に乏しい前受収益の未計上 |
| ② 預金利息などのうち、重要性に乏しい未収収益の未計上 | ⑦ 教育情報費用繰越金の戻入れ |
| ③ 消耗品費のうち、重要性に乏しい貯蔵品の未計上 | ⑧ 特定の資産に対する、税法に定める額の特別償却 |
| ④ 事業外支払利息などのうち、重要性に乏しい前払費用の未計上 | ⑨ 税込経理のときの未払消費税、未収消費税の計上 |
| ⑤ 事業外支払利息などのうち、重要性に乏しい未払費用の未計上 | ⑩ 繰延税金資産及び繰延税金負債の計上 |

※「解説 中小企業等協同組合会計基準」(全国中小企業団体中央会編)より抜粋